令和７年11月23日　　発行 第88号

かみす 市議会だより

◆発行：神栖市議会 神栖市議会だより編集委員会　〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991-5
TEL.0299-90-1172(直)　FAX.0299-90-1116　◆ホームページアドレス http://kamisu.gsl-service.net/

令和７年第３回定例会が開催され、決算の認定を含む計 24 件の審議を行いました

議長席側から見た議場

【もくじ】

令和６年度の決算特集……P. ２、３
委員会での主な質疑内容……P. ４～８
定例会議決結果一覧
及び議員による賛否一覧……P. ９～12
一般質問総括表……P. 13
一般質問……P. 14～18
政治倫理審査会審査結果……P. 19～25
市議会のうごき……P. 26

一般質問においてポロシャツ議会を開催!

令和６年度

決　算　審　査

認定

10月３日に開催した予算決算常任委員会において、一般会計のほか、３つの特別会計、２つの企業会計について決算審査を行い、その後の本会議での討論後、原案のとおり認定しました。

認定第１号　採決の様子　賛成16人：反対６人（本会議最終日・P12参照）

お金の使い方はどうだった!?

録画中継はこちら

【令和６年度　決算総括表】　※単位：百万円

会計名		予算額	決算額		
			歳入	歳出	差引額
一般会計		49,748	49,245	46,572	2,673
特別会計	国民健康保険	9,952	9,356	9,092	264
	介護保険	6,359	6,278	6,083	195
	後記高齢者医療	1,210	1,184	1,177	7
合　計		67,269	66,063	62,924	3,139

～ 一般会計について前年度との比較をしてみました ～

●歳入492億4,553万２千円

→前年度比：６億8,306万８千円の増

繰越金や地方交付税などが減額となったものの、地方特例交付金や寄附金などが増額となったため、歳入全体では1.4％の増となりました。

●歳出465億7,218万３千円

→前年度比：１億8,955万４千円の増

人件費は、人事院勧告に基づいた給与改定に伴う増や会計年度任用職員の勤勉手当の支給開始などにより、前年度比約５億３千６百万円、8.5％の増となりました。
扶助費は、国の施策による、定額減税補足給付金や保育所運営委託料などの増により、前年度比約10億６千７百万円、9.4％の増となりました。

決算特集

本会議では議員はココを聞きました!（一部抜粋）

Q. 前年度に比べて義務的経費が17億4,921万７千円増加しているが、今後、具体的に抑制していく考えがあるか伺う。

A. 歳出のうち義務的経費である扶助費については、総額を抑制していくことは難しいです。公債費や人件費については、大幅な抑制は市民サービスの低下につながる可能性があるため、即座に減らすことはできないものの、事業の優先順位づけや取捨選択、経費の精査を行いながら、職員配置の適正化、弾力化を図りつつ、見込まれる収入の範囲に支出を抑えていくことが必要であると考えています。

Q. 市内立地企業のカーボンニュートラルについて、市はどう関わっているか。

A. いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会を設置しており、これに当市も立地企業と共に参加し、カーボンニュートラルに係る施策の検討を行っています。
市独自の取組としては、立地企業の脱炭素化に向けた設備投資にも資するため、工場敷地における緑地面積割合について、割合を緩和したところであり、また、企業の設備投資に対する固定資産税の課税免除制度につきましても、期間を延長して実施しています。

Q. 空き家対策の現状はどうか。若年層の住宅として空き家の活用も考えられないか。

A. 空き家の流通を促進させる空き家バンクの運営、補助事業として空き家バンクに登録された空き家のリフォームや危険な空き家の自主的な解体に対する補助金の交付、民間事業者と連携して実施しており、空き家の解消に向けた取組みを行っています。若年層の住宅支援としては、かみす子育てすまいる給付金を実施しています。

監査の視点

一般会計の財政構造に関する指標をみると、健全な財政状況が維持されているものの、社会情勢の変化により多様化する行政需要に対応するために必要な行政サービスを行うには、安定した自主財源の確保が不可欠である。生産年齢人口の減少に伴う税収減、災害対応、学校教育施設等の建築物系公共施設及び道路や上下水道等のインフラ公共施設の老朽化に伴う施設の更新や長寿命化、安全安心なまちづくりなどの課題に加え、ＳＤＧｓ、ＤＸ、**働き方改革などの変化に対応するための取組も必要であり、より堅実な財政運営、的確な施策の展開が求められる。**今後も自治体に求められる役割を着実に果たし、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めていかれたい。

（「令和６年度神栖市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査意見について」より一部抜粋）

監査委員：池田　誠、須田　光一

神栖市の決算審査の流れ

決算審査の議案提出

（市長から議案として決算が提出される）
本会議での質疑後、予算決算常任委員会へ付託。

委員会付託

予算決算常任委員会から各分科会へ送付され、所管ごとに審査を行う。
・総務産業分科会
・教育福祉分科会
・都市環境分科会

委員会審査

予算決算常任委員会での審査は、各分科会での審査報告を受けた後、採決を行う。

本会議審査

予算決算常任委員会委員長の報告を受け、討論の後に採決を行う。

※予算決算常任委員会は議長を除く議員全員が委員となっています。

委員会での主な質疑内容

本会議において十四件の議案等が所管の常任委員会に審査付託となりました。慎重審査の結果、最終日の本会議において、十件の議案は原案のとおり可決すべきものに、認定第一号及び第三号は認定すべきものに、認定第二号は原案可決及び認定すべきものに、一件の請願は採択すべきものと報告されました。

◆総務産業委員会

（須田　光一　委員長）

〔議案第一号〕

問　住登外者について伺いたい。

答　住登外者とは、神栖市に住民登録がない方をいい、行政サービスの提供のためシステムにより管理しています。例えば、住民登録がなく市内に土地を所有している方が該当し、システム登録されている人数は、十万二千九百七十九人で、そのうち外国人は、七千百八十七人です。

◆教育福祉委員会

（小野田　トシ子　委員長）

〔議案第二号〕

問　条例の制定により、少子化に歯止めがかかる見通しはあるか。

答　少子化対策の一環として位置づけられており、子育ての孤立を防ぎ、子どもの社会性を育む場を提供することで少子化解消の一助になることを期待しています。

問　民間の保育園、幼稚園等の受入れ状況や説明はどのように行っているのか。

答　事業者への情報提供は常に行い、既に今年の五月と六月には私立の保育所等に対して実施の意向調査を行っています。この条例が可決された場合、十月初めに民間事業者に広く公募を行う予定です。

問　市内保育園所の定員に対する空き状況と、合計して月十時間以内であれば利用できるのか。

答　空き状況について、ゼロ歳児から二歳児の定員の充足率は令和七年九月現在で神栖地域が九十一・八パーセント、波崎地域が八十一・六パーセントです。また制度利用について、時間単位で可能であり、月の合計が十時間までというのが目安となっています。

問　利用にあたっては、理由を必要としないのか。

答　年齢要件はありますが、就労要件は問わず、基本的には住民登録の要件等を満たしていれば利用可能です。

〔議案第四号〕

問　改正により、子どもや保護者にどのような影響があるか。

答　法改正に伴う引用条項の整理を行うものであるため、影響はありません。

〔議案第五号〕

問　子ども、保護者にとっての改善点は何か。

答　当事業ではこれまで職員による虐待は発生していませんが、規定の整備により虐待の早期発見と早期対応につながると考えられます。

◆都市環境委員会

（幸保　正東　委員長）

〔議案第六号〕

問　一般職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正と比較して、異なる点はないか。

答　企業職員とは水道課職員のことであり、一般職員と異なる点はありません。

〔議案第十号〕

問　過失割合について伺いたい。

答　市側の管理が不十分であったことが原因となるため、保険会社からの支払いにより市側が百パーセント負担するという判断になりました。

問　老木等の危険性調査はしていくのか。

答　現在、職員による日常点検や保守管理業者からの報告、樹木医による樹木調査を実施しており、危険木等については、適宜、剪定や伐採など対応しています。

〔議案第十一号〕

問　同様の事故件数を教えてほしい。

答　令和二年度から六年度までの道路瑕疵件数は九件です。

問　今後の対応策について伺いたい。

答　現在、職員や委託業者によるパトロールを行っています。今後、危険性のある箇所は欠かさずパトロールし、道路瑕疵にならないよう早期発見に努めていきます。

問　交通量の多い国道や市道六―九号線の整備を進めてほしい。

答　計画的に舗装改修工事を行っているところであり、順次、舗装工事を行っていきます。

◆予算決算常任委員会
（神崎　誠司　委員長）

◆総務産業分科会

〔議案第七号〕

問　部活動の地域移行に伴い、所属する子どもの数はどのように推移しているのか。

答　令和七年度の神栖地域クラブ直営型に所属している生徒数は二百八十人で、昨年度より減少しています。

問　所属している生徒に対して金銭的な補助する考えはあるのか。

答　参加者負担金は月二千円としています。

問　移動手段としてスクールバス利用の考えはあるのか。

答　スクールバスなどを検討する段階ではありませんが、国・県からの補助など予算の見通しがついたら調査研究したいと思います。

〔認定第一号　歳入〕

問　令和十三年度の公債費比率が九十九・二パーセントから九十八・六パーセントに減少した要因は何か。

答　令和六年度は経常的経費を賄う歳入が増加しています。また市税は定額減税により減少したものの、定額減税減収補填特例交付金を市税とみなすと約二億四千万円増加しています。そのほか地方消費税交付金が約一億五千万円増加したことにより、十三年度の比率が減少したものです。

問　ガソリン定率減税廃止による減収額はどれくらいか。

答　令和六年度決算で試算すると約四千四百四十万円の減収になります。

問　令和六年度の経常収支比率九十五・八パーセントについて、国からの補填により九十二・三パーセントになるのか。今後、国からの補填はどうなるのか。

答　震災復興特区における課税免除分は令和二年度末をもって終了し、その後五年間が減額になっています。激変緩和措置により八年度まで課税免除分が国から補填されています。

問　令和六年度中にネーミングライツ導入の検討はされたか。

答　昨年度より関係各課によりネーミングライツ導入を含めた有料広告等について検討協議を行っており、今年度は計三回検討会を開催しています。

〔認定第一号　歳出〕

（市長公室関係）

問　市長の記者会見をユーチューブ配信することについて技術的に可能か。検討しているのか。

答　定例記者会見の動画配信については技術的には可能です。実施については今後検討していきます。

問　市公式ＬＩＮＥは、どのように配信しているのか。

答　原則平日週三回、月曜日、水曜日、金曜日に配信しています。これ以外にもイベント等を案内するため随時配信しています。

問　市内の病院に対する補助金の推移を伺いたい。

答　平成三十年度から令和六年度まで三つの研修医療施設に支出しており、それぞれの総額は、神栖済生会病院が二十二億二千三百十二万九千円、白十字総合病院が十五億五千七百三十二万円、鹿嶋ハートクリニックが五億一千五百八十三万九千円になります。

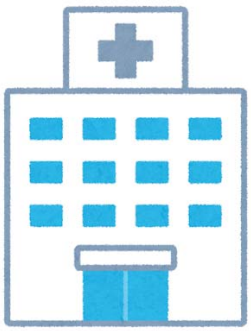

問　ドクターバスの実績を伺いたい。

答　令和七年一月六日から二月二十五日までの運行期間で、延べ十六人が乗車しています。

（総務部関係）

問　投票率の改善が見られないが、次回以降の取組を伺いたい。

答　引き続きＳＮＳ活用など選挙啓発に注力していきたいと考えています。

問　職員数を抑制するため全庁的に業務の効率化や廃止をしているか。

答　ＡＩ―ＯＣＲやＲＰＡなどの手法を使いながら業務の削減を図っています。また、ＤＸやＡＩを活用することにより補助的業務が削減され、会計年度任用職員が減少する見込みです。

問　研修の参加者数を伺いたい。

答　接遇研修やクレーム対応研修など特別研修の参加者は延べ八百八十七人です。

（企画部関係）

問　ふるさと納税の寄附を今後どのように増やしていく計画か。

答　地元の各企業等と協議を進めながら、新たな返礼品の発掘、開発に努めています。現在、水産関係の新しいメニューを検討しています。

問　ふるさと納税のお米の返礼品を急ぎ増やした方が良いと思うが、そのような考えはあるか。

答　返礼品全体から見てお米が少ないので、開発を急ぎたいと考えています。

問　地域コミュニティ協議会活動費助成金について確認したい。

答　各コミュニティ協議会に対し、活動費として百万円を上限に助成しています。

問　法律相談委託料について年間相談件数はどれくらいで、弁護士は何名いるのか。

答　令和六年度は年間に二百五十二件で、弁護士四名で対応しています。

（波崎総合支所関係）

問　拠点市街地整備住環境整備事業についてどのように整備しているのか。

答　市内の細い道路について消防困難区域を解消するため整備を進めています。

（産業経済部関係）

問　農業従事者の平均年齢はどれくらいか。

答　農林業センサスによる調査では平成二十七年が五十九・二歳、令和二年が六十一・三歳です。

問　農地のマッチングに係る市の考えは。

答　これまでの金銭的な支援だけではなく、手続きなどの面でも協力したいと考えています。

問　ゆ～ぽ～とはさきの経営が赤字だが、指定管理者を継続して使っていくのか。

答　燃料費の高騰に伴いほぼ赤字状況が続いていたため、今年度を始期とする指定管理期間において委託料

の見直しを行い増額していきます。引き続き、事業者の運営状況に注視していきたいと考えています。

◆教育福祉分科会

〔議案第八号〕

問　システム委託料について、当初予算積算時と実際の金額が違う場合、自治体が負担するのはなぜか。

答　介護保険システムの標準化に伴うシステム改修が終了したことにより、当初予算化していなかった令和七年十一月分以降のシステム利用料が確定し、月額二十七万八千円となりました。なお、システム改修費用は国の補助金を利用しています。

〔認定第一号　歳出〕

（福祉部関係）

問　独り暮らしの高齢者の現状や、健康状態の把握はどのように行っているか。

答　過去三年間の六十五歳以上の独居高齢者数については、令和五年三月末現在で五千八百二十人、六年三月末で六千六十七人、七年三月末で六千三百三十五人となっております。独居高齢者の健康状態の把握として、地域包括支援センターによる各家庭への訪問や、愛の定期便事業、配食サービス事業、ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業などに取組んでいます。

問　今後、少子化が進行し民間保育園の運営が困難になると見込まれるが、対策は。

答　こども誰でも通園制度等、子育て支援に力を入れていきます。

問　はさき保健・交流センターの利用者数と、健診を利用した市民の範囲の状況は。

答　令和六年度実績は六千百五十五人で、健診には土合地域のほか、波崎や矢田部、須田、柳川地域の方々も利用しています。

（健康増進部関係）

問　一般会計からの繰出金は今後どのように推移するのか。

答　後期高齢者医療の保険制度では被保険者数が増加するため、保険料の軽減相当分を補填する繰出金も増加が見込まれています。一方、国民健康保険では被保険者が減少しており急激な増加は予想されませんが、今後税率改正などで軽減額が増加した場合には繰出金が増える可能性もあります。

問　禁煙対策はどう進めたか。

答　市内小・中学校では児童生徒や保護者を対象に喫煙予防教室を実施したほか、母子健康手帳等を用いて妊婦や乳児への影響を紹介しています。さらに、相談のあった喫煙者に禁煙外来を紹介し、受動喫煙防止について周知を図っています。

問　予防接種の記録の保存期間について伺いたい。

答　予防接種・ワクチン分科会において、保存期間五年間から、接種を受けた人が亡くなった後五年が経過するまで延長する方針が示されたことに伴い、予防接種記録の保存期間の延長に合わせて対応する予定です。

（教育委員会関係）

問　（仮称）神栖特別支援学校建設後の避難場所についてどのような考えがあるのか。

答　鹿島特別支援学校内に準備室が設置され具体的な打合せが行われており、市は教育委員会と防災担当課と協力して市の避難所設定を検討していく予定です。

問　給食の調味料は、天然の塩や無添加のみそなど、自然由来の食材を使ってはどうか。

答　塩分の摂取量の削減を目標とする県の取組みにあわせ、ミネラルを豊富に含んだ天然塩を使用しています。

問　歴史民俗資料館の資料は、デジタル化は進んでいるのか。

答　デジタルアーカイブを目指して取り組みたいと考えているものの、現状では限られた人員の中で毎年の企画展など実施しているため、それらの業務との調整等を行い、できるだけ速度を上げて取り組んでいきます。

◆都市環境分科会

〔認定第一号　歳出〕

（生活環境部関係）

問　中高生や高齢者など、自転車事故が多いとされる世代への交通安全指導や啓発の取組について伺いたい。

答　神栖警察署や学校と連携し、ヘルメット着用の促進活動や高校生向けのヘルメット購入補助金の周知に取り組んでいます。

問　今後更新が必要な「波崎町」等の記載がある道路標識の数について伺いたい。

答　件数は把握していませんが、劣化等のタイミングで更新したいと考えています。

問　ごみ処理施設の防火消火設備の設置状況について伺いたい。

答　可燃ごみクリーンセンター及びリサイクルプラザにおいて、必要な法定設備は兼ね備えていると認識しています。今後、火災予防の観点から必要な設備があれば、整備を検討してまいります。

問　昨年、かみす聖苑で空調設備の改修があったが、その後の進捗状況について伺いたい。

答　令和七年六月二十三日に空調設備のクーリングタワーや冷温水ポンプの改修が完了しましたが、八月上旬に待合室などで空調が十分に機能していないことが確認されたため、製造メーカーに点検を依頼しました。現時点で詳細な原因は不明ですが、応急措置を講じ、空調設備の全面的な復旧に努めてまいります。

問　消防分団の旧車両について、下取りや売却などしているのか。

答　旧車両は、オークションにより売却しています。

（都市整備部関係）

問　U字溝等の点検や清掃について伺いたい。

答　道路側溝については、市民からの問合せがあった際に、現地確認し、清掃すべき堆積量であれば、随時、清掃しています。ボックスに関しては、毎年路線を決めて、内部の調査を行い、堆積物を清掃しています。

問　空き家付近にある雑草まみれの側溝については、土地所有者に清掃をお願いするのか。

答　地主の方に清掃をお願いする場合はあります。

問　ウォーターPPPについて伺いたい。

答　ウォーターPPPは、水道事業、下水道事業など官民が連携して取り組む仕組みであり、民間の技術やノウハウを活用し、効率化とコスト縮減を目指すものとなります。

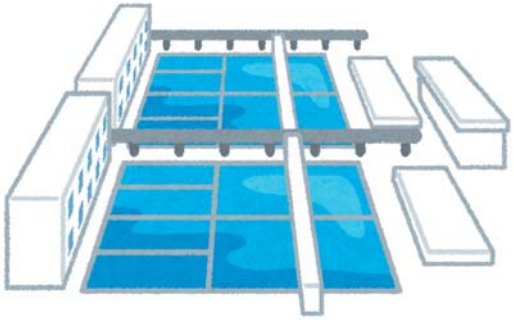

令和７年神栖市議会・第３回定例会

令和７年第３回定例会を９月16日から10月３日までの会期18日間の日程で開き、人事に関するもの１件、条例に関するもの５件、予算に関するもの３件、損害賠償の額を定めることについて１件、損害賠償の額を定め、和解することについて１件、専決処分の承認を求めるもの１件、諮問に関するもの１件、認定に関するもの３件、報告に関するもの６件、請願１件、意見書案１件の計24件の審議を行いました。

議案等議決結果一覧

議案番号	件　　名	議決結果
議案第１号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同　　意
議案第２号	神栖市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第３号	神栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決
議案第４号	神栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第５号	神栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第６号	神栖市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第７号	令和７年度神栖市一般会計補正予算（第３号）	原案可決
議案第８号	令和７年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）	原案可決
議案第９号	令和７年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第10号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
議案第11号	損害賠償の額を定め、和解することについて	原案可決
議案第12号	専決処分の承認を求めることについて ・令和７年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	承　　認
諮問第１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	同　　意
認定第１号	令和６年度神栖市歳入歳出決算の認定について	認　　定
認定第２号	令和６年度神栖市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定

議案等議決結果一覧

議案番号	件　　名	議決結果
認定第３号	令和６年度神栖市下水道事業会計決算の認定について	認　　定
報告第１号	令和６年度神栖市一般会計継続費精算報告書 ・コミュニティセンター管理運営事業 ・住宅管理事業	報 告 済
報告第２号	令和６年度神栖市下水道事業会計継続費精算報告書 ・公共下水道整備事業（雨水）	報 告 済
報告第３号	令和６年度決算に基づく神栖市健全化判断比率の報告について	報 告 済
報告第４号	令和６年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び神栖市下水道事業会計についての資金不足比率の報告について	報 告 済
報告第５号	債権放棄の報告について	報 告 済
報告第６号	鹿島港湾運送株式会社の令和６年度第５５期営業報告及び令和７年度事業計画について	報 告 済
請願第３号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採　　択
意見書案第２号	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書	原案可決

〈議員による賛否一覧〉

件　　名		山中要	鈴木一史	鈴木洋美	笹本浩史	横田幸治	遠藤富美子	幸保正東	山本実	神崎誠司	小野田トシ子	須田光一	石井由春	境川幸雄	額賀優	髙橋佑至	西山正司	鈴木康弘	遠藤貴之	後藤潤一郎	五十嵐清美	関口正司	飯田耕造	伊藤大
議案第１号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第２号	神栖市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第３号	神栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○

〈議員による賛否一覧〉

件名		山中要	鈴木一史	鈴木洋美	笹本浩史	横田幸治	遠藤富美子	幸保正東	山本実	神崎誠司	小野田トシ子	須田光一	石井由春	境川幸雄	額賀優	髙橋佑至	西山正司	鈴木康弘	遠藤貴之	後藤潤一郎	五十嵐清美	関口正司	飯田耕造	伊藤大
議案第４号	神栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第５号	神栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第６号	神栖市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第７号	令和７年度神栖市一般会計補正予算（第３号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第８号	令和７年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第９号	令和７年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第10号	損害賠償の額を定めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第11号	損害賠償の額を定め、和解することについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第12号	専決処分の承認を求めることについて・令和７年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○

〈議員による賛否一覧〉

件名		山中要	鈴木一史	鈴木洋美	笹本浩史	横田幸治	遠藤富美子	幸保正東	山本実	神崎誠司	小野田トシ子	須田光一	石井由春	境川幸雄	額賀優	髙橋佑至	西山正司	鈴木康弘	遠藤貴之	後藤潤一郎	五十嵐清美	関口正司	飯田耕造	伊藤大
認定第１号	令和６年度神栖市歳入歳出決算の認定について	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	－	×	○	○	○	○	○	○	○	×
認定第２号	令和６年度神栖市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第３号	令和６年度神栖市下水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	退	○	○	○
請願第３号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
意見書案第２号	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【○：賛成　×：反対　欠：欠席　退：退席　－：議長】

※ 議長の表決権：過半数議決の場合、議長には表決権がありません。ただし、賛成反対が同数の場合、可決か否決か決定することになります。

～ 議会の傍聴について ～

市議会はどなたでも傍聴できます。受付で、住所、氏名等を記入するだけです。
どうぞお気軽にお越しください。（今後の状況に応じて取扱いが変更になる場合があります。）
なお、本会議の内容は、神栖市議会ホームページからインターネット中継及び録画中継によりご覧いただけます。

(C)神栖市

一　般　質　問

録画中継

令和７年第３回定例会の一般質問は９月17日から19日に渡って行われ、10人の議員が市政全般について、市長はじめ関係部長等に見解を問いました。なお、掲載にあたっては一問一答形式で編集し、要旨を掲載してあります。詳細については、後日、会議録が神栖市議会ホームページに掲載されます。

市　政　を　問　う　！

（例）

議 員 名

●主な質問事項

１日目：９月17日（水）

髙橋　佑至　議員

●医療について
●まちづくりについて

須田　光一　議員

●医療健康福祉について
●生活環境について
●産業について
●都市基盤について
●教育文化について
●地域づくりについて
●自治体運営について

鈴木　洋美　議員

●産後ケア事業について
●防災について

山中　要　議員

●平泉児童センターの体育室におけるエアコン設置について
●小中学校における２学期制導入の進捗状況について
●特別養護老人ホームについて

２日目：９月18日（木）

鈴木　康弘　議員

●道路行政について

遠藤　富美子　議員

●防災・減災対策について
●予防医療の推進の観点からみた認知症対策について
●学校給食について

関口　正司　議員

●課税の民主化を
●図書館の役割と現状
●学童保育について
●学校プールの現状
●自衛隊に名簿提出について

遠藤　貴之　議員

●市政運営について

３日目：９月19日（金）

小野田　トシ子　議員

●世界早産児デーを前に小さな赤ちゃんを守るための支援と環境づくりについて
●資源ごみ・ペットボトルのキャップ回収について
●神栖市の路面下空洞化について

西山　正司　議員

●リチウムイオン電池の処理について
●水道管工事改修について
●津波警報時の対応について
●ごみ袋への記名について
●合葬墓建設について

※一般質問通告書を基に作成しています。質問内容等は市議会HPの録画配信をご覧ください。

髙橋　佑至議員

録画配信

医療について

問　石田市長就任から八年間、神栖済生会病院の新病院整備の進捗はないが、市は神栖済生会に対して何をしてきたのか。

（藤枝医療対策監）済生会本部や支部、茨城県に何度も足を運び、再編統合の実現に向け、診療機能や教育研修機能の充実、新病棟の建設が進むよう、ソフト・ハード両面への支援対策を講じてきました。なお、平成三十年度から令和六年度までの市の支援総額は、約二十二億円です。

問　医療対策監の必要性について、人事権者である市長の見解を伺いたい。

（石田市長）すぐに医師不足を解消することが難しい中、医療対策監は、職員を励ましながら、状況をつくり、結果を出してきました。

まちづくりについて

問　利益性を有し、市民が選択してサービスを受けられ、市内外の方が利用できる施設の経済効果や経済波及効果は検証しているか。

（加瀬企画部長）一般的には、建設時における一時的な需要の増加とそれに伴う所得や雇用の創出、整備された施設がもたらす中長期的な便益、そして地域への経済活動の波及による収入増加があると言われています。しかし、公共施設はそのほとんどが、市民生活の利便性向上を第一に考え、整備するものであり、経済効果等の試算はしていませんが、商業的な要素を多く持つ、息栖にぎわいテラスにおいては試算しています。

須田　光一議員

録画配信

医療健康福祉について

問　常勤医の医師数はどのように推移してきたのか。

（石田市長）人口十万人あたりの医師数については、令和二年は、八十八人でしたが、四年には、百二・五人、関東信越厚生局の公表数値を用いて算定した七年九月直近の推計は、百二十三・一人となり、市内の医師数は着実に増加しています。

問　急性期医療の体制整備はどのように進んだのか。

（藤枝医療対策監）急性期医療については、様々な取組の結果、神栖済生会病院のがん対策や整形外科、眼科診療の強化、白十字総合病院における皮膚科の強化等、鹿嶋ハートクリニックの病院化による高度な循環器医療の提供、全国屈指の眼科手術の実績を有する小沢眼科の市内誘致などが実現しました。

まちのにぎわい事業及び神栖市特産品に関して

問　ふるさと納税の実績や返礼品について伺いたい。

（石田市長）市長就任時の平成二十九年度末は、ふるさと納税返礼品数が百十品で、寄附金額は二千五百四十九万四千円でしたが、令和六年度の返礼品数は約八倍の八百六十品まで増え、寄附金額は約二十四倍の六億五百四十四万七千円と過去最高額となっています。

問　東国水郷観光の今後の展望について伺いたい。

（髙﨑政策監）国の補助金を活用して、息栖神社前の船だまりの景観整備を行います。東国水郷観光等へつながる舟運観光を想定した船着場の整備についても検討していきます。

鈴木　洋美議員

録画配信

産後ケア事業について

問　**産後ケアは単なる育児支援ではなく、「命題」として位置づけるべきと考えるが、市の現状の認識と位置付けについて伺いたい。**

（野口健康増進部長）産後ケア事業を通して母子の体調管理や育児指導を行い、産後うつ予防、育児への不安解消及び虐待の防止を図るなど、母子保健の充実、産後も安心して子育てができる環境づくりの基盤となっており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の中でも重要な事業の一つと捉えています。

問　**利用者の負担を軽減するため、運用の改善や拡充の方向性をどのように考えているか。**

（野口健康増進部長）これまで以上に多くの方に利用されるよう母子健康手帳交付時から様々な機会を通じて周知に努めるとともに、利用者の負担を軽減するため、妊娠期からの申請や電子申請等についても他自治体の事例を参考に検討していきます。

防災について

問　**気象庁から発表された津波注意報が、市公式ＬＩＮＥでは配信されなかった。現状の配信システムの今後の改善策はあるか。**

（相原生活環境部長）現在は、津波注意報の際にも防災ラジオから市メールマガジン、市公式Ｘ、市公式ＬＩＮＥ、市ホームページまでが自動で連携し、正常に配信されるようシステムの設定変更を終えています。今後は、手動によるラジオ放送に際しても、マニュアルを確認しながら複数の職員で内容をチェックするよう徹底していきます。

山中　要議員

録画配信

平泉児童センターの体育室におけるエアコン設置について

問　**本市の児童館では、どのような空調設備が設置されているのか伺う。**

（高安こども局長）児童館の多目的室や遊戯室など、広い活動室には空調設備が設置されていますが、平泉児童センターの体育室には空調設備は未設置となっています。

問　**市としてエアコン設置に向けた具体的な検討は行ってきたか。**

（高安こども局長）エアコン未設置の施設については優先順位を精査するとともに、補助金等の利用を考慮した上で予算化していきます。

小中学校における二学期制導入の進捗状況について

問　**本市における現在の検討状況や、導入時期の見通しについて、現時点でどのように整理されているか。**

（木之内教育長）令和六年十二月に立ち上げた神栖市立学校二学期制検討委員会において、学期制にかかる県内の状況調査や、教職員及び保護者を対象としたアンケート調査とその検証、導入のメリットデメリットなどについて、計四回、より良い学期制のあり方について協議を重ねています。

鈴木　康弘議員

録画配信

道路行政について

問　市道の区分や、それぞれの舗装整備の進捗状況について伺いたい。

（岩井都市整備部長）市が認定している市道は、国道や県道を連絡する「一級市道」、一級市道を補完する「二級市道」、それ以外の「その他の市道」に分類しています。種別ごとの舗装率は、令和七年四月一日現在で、一級市道は、九十六・七二パーセント、二級市道は、九十三・八三パーセント、その他の市道は、七十五・九五パーセントです。

問　市道の除草作業はどのように実施されているか。年間の除草回数について伺いたい。

（岩井都市整備部長）市内全域を十五の区域に分けて、市道の除草を委託し、除草、植樹帯の刈り込み等を実施しています。また、除草の回数については、通学路や幹線道路、公共施設周辺を中心に年二回、六月から七月と九月から十月にかけて実施しています。

問　道路の異常箇所を発見した際、どのように対処されているか。

（岩井都市整備部長）道路パトロールにおいて発見された穴については、その都度、補修を行い、市民等から通報を受けた場合には、職員が現地を確認し、その場で補修を行っています。また、臨港道路のような交通量の多い箇所は、安全措置を行った後、委託業者による補修工事を行っています。

遠藤富美子議員

録画配信

予防医療の推進の観点からみた認知症対策について

問　認知症に関する取組について伺いたい。

（浅野福祉部長）認知症総合支援事業の主な内容としては、認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに設置するとともに、適切な支援につなげるための認知症地域支援推進員を配置し、認知症の早期発見・早期治療につなげています。また、認知症サポーター養成講座や、認知症の方やその家族等が気軽に集まり交流できる場所としてオレンジカフェを月一回開催しています。

問　軽度認知障害の早期発見の重要性をどのように認識しているか。セルフチェックアプリ等の活用を市民に広げる取組について伺いたい。

（浅野福祉部長）軽度認知障害の早期発見は重要であると認識しています。また、認知機能の簡易判定ができる認知症ケアサイトを市ホームページで掲載し、早期発見・早期治療につなげていきます。

学校給食について

問　物価高騰が学校給食に与えている影響と対応について伺いたい。

（新井教育部長）学校給食食材費は、令和六年と比較すると、パン、麺、牛乳は約七パーセント、米は約六十八パーセント値上がりしており、さらに十月からは、加えて約三十二パーセント値上がる見込みです。このような状況の中、月毎の物資検討会において、より安価で安心かつおいしい食材を選定することで、主菜、副菜など質や量を変えることなく、子どもたちの成長に必要な栄養バランスに配慮した安心安全で満足感のある給食の提供に努めています。

関口　正司議員

録画配信

課税の民主化を

問　軽自動車税の減税を検討したか。

（野口総務部長）地方税法に基づき、車種や用途に応じて全国一律の税率が定められており、市独自で税率を引き下げることは現行制度上できないことから、検討しておりません。

図書館の役割と現状

問　学校図書館には、全校に司書を配置しているか。

（保立教育委員会次長）全校に司書教諭を配置しています。

問　今後、図書館の運営が指定管理になることはないか。

（保立教育委員会次長）公共図書館は、図書館法に基づき教育委員会が所管し、公費によって維持されています。また、職員については、専門的知識や経験等が必要であり、これらを踏まえ、直営での運営を継続したいと考えています。

学童保育について

問　待機児童数は現在何人で、どういう形態で運営されているのか。

（高安こども局長）現在、市内放課後児童クラブには待機児童はなく、希望する方の受入れができている状況です。運営主体については委託しているため、民間事業者となっています。

自衛隊に名簿提供について

問　中学生や高校生の名簿を提供しているのか。

（野口総務部長）これまで自衛隊に名簿は提出しておらず、今後も法令遵守の下、適正に対応をしていきます。

遠藤　貴之議員

録画配信

市政運営について

問　大規模償却資産税分が堅持されると見込んだ場合、安定した財政力を堅持していけると思われるが、将来の見解は。

（石川副市長）近年の市税収入は約二百十億円から二百二十億円で推移しており、固定資産税における大規模償却資産分が大きく減少しないと見込むと、今後も安定した財政力を堅持していくものと考えています。当市の財政は、鹿島臨海工業地帯における立地企業の影響が大きいことから、今後も立地企業による新たな投資などにより経済活動が活発化し、歳入を確保していくことが期待されています。

問　公共施設の老朽化対策等の今後の取組についてどのように考えているか。

（石田市長）市民ニーズや社会情勢の変化により必要となるものや市の施策を進める上で必要性が求められる施設などは、今後も事業を進めていかなければならないと考えています。財源を確保するためには、当市の財政運営が市税収入、特に固定資産税によるものが大きいため、多くの企業の皆さんに選ばれるまちを目指し、医療や福祉、教育の分野の施策を充実させ、子育てしやすいまちづくりを進めています。

問　外国の方々への医療体制づくりとして、具体的な対策はどのように進めているのか。

（藤枝医療対策監）関係機関の協力を得ながら、外国人の受診状況やニーズを把握するためのアンケート調査を実施するとともに、外国人患者の知見を有する医療機関から受入れ体制整備のポイントを学ぶ視察研修や勉強会などを開催し、これらの課題と対策を検討していきます。

小野田 トシ子 議員

録画配信

世界早産児デーを前に小さな赤ちゃんを守るための支援と環境づくりについて

問 **赤ちゃんが一緒でなくても、ベビールームの搾乳しやすい環境作りに取り組む考えについて伺う。**

（野口健康増進部長） 誰もが安心して搾乳できる環境を整えることは重要なことと認識をしており、既に市役所本庁舎をはじめ、保健・福祉会館、はさき保健・交流センターのベビールーム、波崎総合支所の授乳室に、搾乳の際でもご利用できる旨の掲示をしています。今後も、誰もが安心して授乳室を利用できるよう、その他の公共施設の授乳室にも、順次掲示をしていきます。

資源ごみ・ペットボトルキャップ回収について

問 **ペットボトルのキャップの回収率向上に取り組むべきと考えるが市の見解は。**

（相原生活環境部長） 小型充電式電池や使用済みインクカートリッジの回収を、市庁舎やコミュニティセンターなど市内十四ヶ所の公共施設で行っており、同様に拠点でのキャップ回収についても検討をしていきたいと考えています。

神栖市の路面下空洞化について

問 **市道に関して予防的な調査や計画的な修繕を、どのように進めていくのか伺いたい。**

（岩井都市整備部長） 交通量の増加に伴い、舗装の劣化が進む道路も増加しており、また、舗装や側溝の整備が必要な箇所もあるため、計画的な修繕や住宅等の張りつき状況を勘案し整備を進め、道路環境の改善に取り組み、安全・安心で快適なまちづくりの実現を目指していきます。

西山 正司 議員

録画配信

リチウムイオン電池の処理について

問 **リチウムイオン電池は、どのように回収されているのか。**

（相原生活環境部長） バッテリーの端子部分をビニールテープで絶縁した上で、市庁舎やコミュニティセンター等に設置してある小型充電式電池回収ボックスに出すか、有害ごみとしてごみ集積所へ出すようお願いしています。なお、電池本体が膨張しているものは、リサイクルプラザに自己搬入するようお願いしています。

水道管工事改修について

問 **水道管の破損や断水等への対策について伺いたい。**

（相原生活環境部長） 断水等により水道水が届かなくなる状況を防ぐため、管路を網目のように整備し、水を循環させる管路のループ化を実施しています。また、衛星画像を用いたＡＩ解析による漏水調査や素早い修繕を行うための補修資材の常備、万が一の断水に備えて、可搬式の給水タンクや給水車を配備する等、緊急時の対策に取り組んでいます。

合葬墓建設について

問 **合葬墓建設は物価高騰の影響を受けているが、必要に応じて増設できる仕様での建設の考えはあるか。**

（石田市長） 今後も、大幅な増額が見込まれていることから、当初、六千体を想定していた収容数の現行計画を、複数の建屋に分割し、利用状況に応じて段階的に増設できる新たな計画に見直し、設計に向けた準備を進めています。

政治倫理審査会の審査結果

神栖市議会議員政治倫理条例第９条（市民の調査請求）の規定に基づき、議員が政治倫理基準に違反する疑いがあるとして、令和７年７月24日付けで市民から議長に調査請求書が提出されました。

議長は、調査請求書を市長に送付し、神栖市政治倫理審査会による調査を求め、10月22日付けで審査会の調査結果報告書が議長に提出されましたので、同条第５項の規定に基づき、調査結果報告書を公表します。

報 告 書 内 容

1　調査請求の対象者の職・氏名及び対象となる事由の内容

<調査請求の対象者の職・氏名>

神栖市議会議員 山中 要

<対象となる事由の内容>

調査請求人が提出した調査請求書及び当審査会において調査請求人から聴取した内容等によると、概略次のとおりである。

神栖市の児童見守り放送（以下「児童見守り放送」という。）について、調査請求の対象者となる議員（以下「調査対象議員」という。）が自身のインスタグラムの投稿（令和７年４月22日付け。以下「インスタグラム投稿」という。）において、あたかも自身の実績であるかのような虚偽の公表をしたことは不誠実である。

また、このことについて、調査請求人が指摘したにも関わらず調査対象議員が認めなかったことは、市民全体の代表者として品位に欠けるものであり、議員としてふさわしくないことから、神栖市議会議員政治倫理条例（令和３年神栖市条例第19号。以下「議員政治倫理条例」という。）第３条第１項第１号に違反する可能性がある。

2　調査結果

調査請求人から提出された調査請求書の記載内容、調査対象議員の回答及び聴取等をもとに慎重に検討を行った結果、調査対象議員が行った行為は、議員政治倫理条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理基準にただちに違反するとまではいえないと思慮する。

しかしながら、インスタグラム投稿の内容は議員として施策提案するにあたり、議員としては周辺の関連する諸活動など十分な情報を把握したうえで的確に情報開示・提供すべきところ、一般に誤解を生じさせるおそれが強い態様になっており、かつ調査請求人からの指摘を受け削除などの要請があったにもかかわらず、その精査や何らの改善策等をほとんど講じなかったことなどにおいて調査請求人への配慮が著しく欠けていたことは否めない。

また、本件事案の対象となる児童見守り放送の実施という具体的な施策に関する調査対象議員と調査請求人との議員間討議が全くといってなかったこと及び本件事案に対して「議会を巻き込んで圧力を加えるかのような対応をされた」と調査請求人が主張していることを踏まえると、そのような対応ではなく、施策提案に対する当事者間の真摯な話し合い、議論を行う等の対応が真に求められたものと考えられる。

調査対象議員は、これらの点について真摯に認識し、調査請求人への必要な配慮等を尽くし、市民の代表たる議員としてふさわしい対応を講じることが必要と思われる。

一方、調査請求人にあっては、インスタグラム投稿内容を虚偽の事実として認識したうえで、調査対象議員

に対し、投稿内容の削除等や謝罪を要求したにも関わらずそれに応じなかったことを大きな問題としており、その部分では当審査会も概ね同様の認識があるが、調査請求人の要求の態様により調査対象議員が早期に謝罪を申し入れる機会を失わせざるを得なかったことも想定しうる。

この問題は、両者において児童見守り放送が積極的に推進していくべき施策との共通認識があることを前提とするならば、これまでの議員活動の中で互いが議論、協力するなどを経て、より良い施策提言に結びつけるようなこともあり得たわけであり、今般のような事案発生も生ぜず、議員当事者間において円満に解決できるような事案であったものとも考える。

3　調査結果の結論に至る理由

本件において審査すべき論点としては、上記２の調査結果にも簡潔に整理しているように、（１）議員の政策提言の活動で他の議員が同時あるいは先行して取り組んでいた際にそれを十分に理解せずに自らの実績かのようにインスタグラム投稿に及んだこと、（２）それについて異議を指摘された際に真摯にこれに向き合い適切な解決を図ろうとすることに及ばなかったこと、さらには（３）当事者間の問題であるにもかかわらず、調査請求人に何らの断りも無しに議会全体の問題としてクローズアップさせるような行動に出たことの３点が、政治倫理基準に抵触する言動ないしは妥当な言動であったかどうかにあると考えられる。

当審査会は、調査請求人及び調査対象議員への文書による確認等、面談による事情聴取のほか、本件事案の関係部署であるとされる神栖市教育委員会教育指導課（以下「教育指導課」という。）及び生活環境部防災安全課（以下「防災安全課」という。）に対し事案に関する確認等を行い、それぞれについて回答を得て、審査に当たっての重要な情報として把握しているものであり、それらも踏まえて以下で整理する。

（１）インスタグラム投稿に関して

先ず、インスタグラム投稿にある「他市の事例を参考に週２回実施の提言」及び「防災安全課、教育指導課ともに協議」との記載は、投稿者、すなわち調査対象議員が自ら主体的にこれらの行動を行ったように一般に認識される可能性が強いが、調査請求人はそのことについて疑義あるいは虚偽の記載である旨を指摘している。

調査請求人によると、児童見守り放送は、調査請求人が議員職に就く前から神栖市に対しその実現のため要望を申し入れただけでなく、他市に赴き実態調査を行い、また、幾度も市側と協議を重ね、ようやく実現に至ったという調査請求人自身の自負があり、このことについて極めて不快な感情を持ち是正を求めるに至ったものと認められる。

一方、調査対象議員によると、令和６年10月頃に教育指導課を訪問し、当時の当該課長に対し児童見守り放送に関する「文言の変更」及び「回数増加」を提案し、その後、令和７年４月から実際に放送回数が２回となったこと、また、インスタグラム投稿は施策を開始させたとの趣旨ではなく、回数改善に向けた要望を行い、その結果改善があったことを報告するものであったとの説明がなされ、すなわち、インスタグラム投稿は虚偽でないとの主張がなされた。

これらに関しての教育指導課の回答によると、調査請求人からは議員職に就く前の令和5年３月16日に児童見守り放送に関する要望書が提出されていたことや、神栖市における週２回の実施に向けた調査請求人との協議等に関する内容及び時系列等が詳細かつ明確に記述されている一方で、調査対象議員との接触経過については、令和６年11月下旬頃又は12月初旬に来庁した際に、児童見守り放送に関する「文言の変更」についての発言があったこと、令和７年５月８日に来庁した際には「回数増加」の言及があったことは認めるものの、教育指導課での整理であるところの特定の政策立案に係る「提言」や具体的な施策実行を促す「要望」といった類

いのものというよりも、より個人的な考えや感情の表明である「意見」という認識である旨の説明がなされている。特に、同年５月の来庁時では既に４月に週２回放送を実施していたこともあり、具体的な施策実現との関係は希薄であるような認識を持っているように思われる。

また、防災安全課の回答によると、令和６年11月下旬に来庁した際に児童見守り放送について質問があったが具体的な提言等はなかったとしている。

以上からすると、調査請求人の主張は教育指導課の回答・説明やそれを補強する形での防災安全課の回答からほぼ事実であることが確認できるし、その一方で、調査対象議員の言説は論拠に希薄さが感じられるように思われる。

本件事案の根底にあるものは、ある議員が自らの施策提案であると認識し自らの実績として発信した事項が、先行して他の議員が既に実現に向けて取り組んでいることとの関係をどう考えるか、すなわち、議員の活動のあり方自体にもかかわってくる基本的な問題であると考えられる。

議員は自らを支持した住民により選出されるが、その活動はすべて住民のためにつながる政策にかかわる審議を行うことが求められる。議員は、執行部の提案する予算、条例等を審議するとともに、自らの提案を行うことも同時に求められる。本件のような提案は条例になるかどうかは別として、元を正せばそれぞれの議員がそれぞれの思いにより発案されるものであることは一般にも受け入れられることであろう。

しかしながら、他の議員において、あるいは執行部との関係も含む中で、同様の発案がなされるような場合は単独で制度化を目指すあり方もあり得るが、むしろ連携・協力して効果的な施策に立案することも合理的な観点から推奨されると思われる。

本件の場合であれば、少なくとも令和６年12月議会の一般質問において調査請求人が教育委員会に対して、児童見守り放送の活動については調査請求人が他の議員とも連携をしながら取り組みを進めているとの発言がなされ、また、その効果や今後の取り組みの方向性についても質問しており、教育委員会からは地域の児童生徒の見守りに対する意識高揚につながっていること、継続実施し、その回数などは地域や保護者の意見を参考にしながら適宜見直し検討を図っていくことなどが答弁されている。

調査対象議員が当時、児童見守り放送活動に関心がある（少なくともインスタグラム投稿の前段階の時点では関心があると思われる。）のであれば、同じ議場に臨んでいたのであるから、それを契機として、調査請求人と意見交換したりすることが可能であったと言える。また、それ以外の場面でも、執行部の担当課に対して施策の立案状況やこの問題に取り組んでいる議員その他の動向を調査把握してそれらを参考にしつつ自らの考えで立案することが求められるものと思われる。

同じ関心のある議員が顕在化したのであるから、より効果的には、他の議員の取り組みに接触し意見交換するなどしてさらに内容を充実させたり、役割分担するなどにより成果を向上させることを検討すべきだったと思われる。

しかしながら、調査対象議員はこの議場でのやりとり等を十分に認識しておらず、協議等による効果的な施策向上の連携の取り組みを全くせずに、自らの発案であるかのようにインスタグラム投稿をしていることは、極めて大きな問題を惹起させている。

ただし、その一方で、調査対象議員への事情聴取から当審査会が認識したのは、調査対象議員がことさらに他の議員の実績をいわば「横取り」して自らのものにしようとするような悪質な動機があったようには見受けられず、単に必要な調査を怠って結論を出して（インスタグラム投稿をして）しまったような印象を受けた。

すなわち、調査対象議員の議員としての個人的な力量が不足していたのではないか、いわば議員としての「未成熟な」側面があったのではないかと指摘することはできても、悪質な動機など政治倫理基準に違反する

とまでは断言できないというのは先の調査結果の結論に整理したとおりである。

（2）調査請求人からの異議・訂正等要求に対する対応に関して

次に、インスタグラム投稿に対しての調査請求人からの異議ないし訂正要求に対して調査対象議員はほとんど無視に近い形で話し合いを拒否しているように見受けられるが、このことは決して評価されるものではない。

年長の議員に対して一定の配慮をしつつ、取り組みを連携したり、前述のように少なくとも自分の活動以外に同様の取り組みをしている議員がいることを理解して、一定の配慮をすべきであったと思われる。繰り返すが、そのようなことをせずにインスタグラム投稿に自らの提案が具体的に実施に結びついたと捉えかねない提供をするばかりでなく、調査請求人からの訂正、取り下げ要求にも真摯に対応していないことは不適切で不誠実なものと言わざるを得ない。

一方、当審査会がこのような調査対象議員の不適切な対応を政治倫理基準にただちに違反するとはいえないとしたことについては、議員の発言や情報提供は多ければ多いほどよく、その価値や妥当性も含めて住民が取捨選択すべきであり、議員がその言動を自制することは基本的には好ましくないと考えることによる。そして、調査請求人の思いやこれまでの活動に敬意を払うならば、真摯に解決の場の設定や協議に臨んで、最終的には謝罪するなどにより解決を図ることが合理的な判断であると思われるが、調査対象議員は先に指摘した「未成熟な」言動あるいは判断により施策実施が自分の発案に関連するものであると、いわば思い違いしてきていることもあり、また、調査請求人が、ある意味強引な言い回しと思われる手法により訂正・削除を求めたことなどから早期の謝罪に結びつけることができなかったものとも推測される。

つまり、調査請求人の活動に対する敬意や調査請求人からの求めに応じないことがいかに調査請求人の心証を害するかについて、十分な「想像力」に欠ける側面が調査対象議員にはあったのではないかと思われるのである。すなわち、適当な想像力を持つ者であれば、自らのインスタグラム投稿の不適切さを顧みて、調査請求人に対する早期の謝罪や訂正等の措置を講じることが期待できるが、それに及ばなかったということに調査対象議員の十分な想像力に欠けることが原因であると考えるのである。これもある意味悪質性というよりも現時点での資質の問題に帰結することから、政治倫理基準にただちに違反するとまではいえないと判断したものである。

（3）本件事案を議会全体の問題としてクローズアップさせた行動に関して

前述したように、調査請求人が調査対象議員に対し、インスタグラム投稿について指摘し幾度も削除や謝罪を要求した事実については、調査対象議員としては、調査請求人から度重なる強い発言・要求があり、恐怖とストレスを感じたことにより、調査対象議員は議員間のトラブルと判断し、議長に対するトラブル報告書及び会派としての追加報告書提出に至ったことが、調査対象議員の聴取によって確認できた。

逆にこのことについて、調査請求人としては「議会を巻き込んで調査請求人に対して圧力を加えるかのような対応をされた」と指摘しているものである。

このことを考えるに際しては、議会は「言論の府」としてあらゆる問題を住民自治の観点から熟議により問題解決・施策審議に当たる場であることを十分に認識することが必要であると思われる。

この観点からすると、調査対象議員が、「議員としての未成熟な状況」「十分な想像力を欠いた状況」で本件事案を惹起させたという前提に立てば、その解決を議会に求めるということは十分にあり得ることであり、隠蔽等の問題が引き起こしてきた全国自治体の不祥事などから鑑みるに、おおやけの下にさらして議論すること

で市民においてもどんな問題が起きているのかを知る契機になることであり、否定されるばかりでなく、逆に推奨されてもよい場合もあるかもしれない。

しかしながら、本件事案は、もともとは調査請求人と調査対象議員との関係で生じたものであり、一方の調査請求人の意向が個人間で解決すべきものと考えているわけであるから、議員全員協議会や議会運営委員会の場に報告する際には事前に当事者の調査請求人の内諾、了解を取っておくべき性格のものであると考えられる。

そのようなこともなしに、今回の報告に及んだことは、問題を解決するどころか、問題を大きくしてしまい、さらに調査請求人を追い込むことになることは容易に想像できるものである。その意味で、改めて、調査対象議員の想像力の欠如が指摘されるのである。

この点についても、これまでの検討と同様に政治倫理基準違反の問題というよりも、議員の想像力の欠如といった資質の問題に帰結するものと思われる。

4　本件事案の今後の方向性

当審査会は、政治倫理に関する審査を行う組織であるが、本件事案については当事者の問題である一方で、市民のための施策立案を目指してのトラブルともいえるものであるので、早期の解決が望ましいと強く思う。

本件事案は、両名による意見交換・議論が行われていれば、児童見守り放送という特定の施策に関する論点や争点を明確にし、それぞれの意見の背景にある考え方や視点が共有され、また相互協力することにより、より積極的な事業展開が可能になったものと考えられることから、一貫して相互間での解決が望ましかった事案であると言えよう。

仮に、調査対象議員が問題の本質を早期に理解して、早期の話し合いの申し入れなどの姿勢があったとするならば、調査請求人も穏当に話し合いがなされ、ここまで再三に訂正要求等がなされなかったものと推察される。余計なことかもしれないが、ここは、調査請求人には年長者としての寛容な振る舞いによって問題を長引かせることなく、もっと言えば調査請求人の健康問題に発展することなく解決に導いていただきたかったところでもある。

今回、この問題の解決方向性として、調査請求人は、調査対象議員による謝罪、それも面談は調査請求人の健康問題にも影響があるため、謝罪を「議会だより」という議会広報により行うべき、さらには、議会全体の知るところとなった会派による議長への「議員間トラブル報告書」の提出に関しても強く異議を申し立てており、会派を交えての謝罪も含めて求めているところである。

もともとは、調査対象議員の十分な調査をしないままにインスタグラム投稿に及んだ未成熟な対応や調査請求人からの異議に対する想像力を欠いた対応が原因であることから、当審査会としては、調査対象議員による調査請求人への謝罪等による解決が望ましいと思われる。

調査請求人による強い要求はこれを超えるものであるが、これについては、調査対象議員の認識や判断に待たざるを得ないものと考える。当審査会は謝罪の方法について進言することは控えるが、解決する一助として調査対象議員としては調査請求人の思いに十分に配慮することが適当と考える。

当審査会としては、本件事業について、第一に、本来、児童見守り放送について個人間による確認、協力等がなされていればこのような事態にならなかったものと考えられ、本題となっている調査対象議員によるインスタグラム投稿に関し調査請求人が指摘した段階であっても、早期の謝罪申し入れも含めた双方の歩み寄りによって、一定の解決がなされた可能性は大いにあると考察した。そして第二に、今後の収束に向けた一助として、調査請求人が要望する謝罪の態様を調査対象議員においては熟慮された上で早期に実現されることが望ましいとするとともに、改めて市民の代表として相手方への考慮や配慮のなかで、議員はその職務に万全に責任

を果たすという重責があることを今一度振り返っていただき、今回の経過におけるような言動でよいのか、深く思慮されたいと考えるものである。また、今後において、今回のような議員間における事案が発生した場合には、当事者間において当然に解決されることを期待するところである。

最後に、当審査会としては、調査対象議員に対してはその資質にかかわるある意味厳しい指摘をしたので、調査対象議員からすると容易には納得できないものかもしれない。その点について誤解のないように申し添えると、本件事案については、漫然とした議員活動においてならば生じるものではなく、積極的な議員活動の中で生じているということは間違いないと思われる。ただ、その表現や言動の仕方に議員として求められる資質に不十分な点があったことは否めないので、今後、市民の負託を受けた議員として十分な調査や検討において、また他の議員や執行部との密接な連携により、よりよい施策提案・審議に結びつくような活動に取り組むことなどが望まれる。

以上、当審査会としては、調査対象議員及び神栖市に対し、上記調査結果及びこの理由に記述した意見のとおり、申し添えるものである。

5　審査の経過

（1）第1回審査会（令和7年8月19日）

主な内容

①審査会の運営について

・審査会において必要な調査及び審査を行うに当たり、会議の公開・非公開について審議した。

・審議の結果、本件は調査請求人の個人的な内容を含んではいないものの、委員の自由闊達な意見の妨げとならないようとの配慮から、委員長を含む全会一致で会議は非公開とすることを決定した。

②市民の調査請求について

・令和7年7月24日、調査対象議員が政治倫理基準に違反している可能性が高いと主張し、これを証する書類のほか、224人の連署を添えて、神栖市議会議長宛に調査請求書が提出された。

・提出された連署については、議会事務局において審査を行い、208人の署名が有効であるとし、令和7年7月25日に神栖市議会議長から神栖市長宛に調査請求書の写しが提出された。

・令和7年7月29日、神栖市長から本審査会委員長宛に本件調査の依頼があった。

・市民の調査請求については、形式的な要件を満たすことから審査会で調査すべき案件とした。

③調査請求内容の確認について

・審査会において必要な調査及び審査を行うに当たり、調査請求書を提出した調査請求人及び調査対象議員に対し確認すべき事項があるため、質問事項等をまとめ、文書にて回答を求めることとした。

・当市関係部署に対しても同様に確認すべき事項を整理し、文書にて回答を求めることとした。

（2）第2回審査会（令和7年9月12日）

主な内容

①審査会の運営について

・審査会において必要な調査及び審査を行うに当たり、会議の公開・非公開について審議した。・審議の結果、会議の性質上、特定の個人が識別された上で、調査請求人や調査対象議員について議論することとなり、そのような配慮から、委員長を含む全会一致で、審議内容に応じて会議は一部公開とすること

を決定した。

②市民の調査請求に係る調査及び審査について

・審査会において必要な調査及び審査を行うに当たり、調査請求人、調査対象議員及び関係部署に対し確認すべき事項があるため、質問事項等をまとめ、文書にて回答を求めたところ、その質問事項に対する回答がそれぞれ文書で提出された。

・この質問事項に対する調査請求人及び調査対象議員からの回答については、あらためて面談口頭にて確認する必要があると判断し、調査請求人及び調査対象議員に出席を求め、それぞれに聞き取りを行った。

・聞き取りにより、必要な事項を確認することができたため、調査請求人及び調査対象議員に対する必要な調査及び審査を終了した。

・調査請求人から提出された調査請求書の記載内容、調査対象議員による回答書や聞き取り等をもとに慎重に審議を行った結果、調査対象議員が行った行為は、神栖市議会議員政治倫理条例第3条第１項第１号に規定する政治倫理基準にただちに違反するとまではいえないと判断した。

（３）第３回審査会（令和７年10月１日）

主な内容

①審査会の運営について

・審査会における最終的かつ重要な意思形成過程において、外部の目に触れるなど関与を受けることにより、自由・広範な議論に支障を及ぼし、適切な意思決定の確保が損なわれるおそれがあるとの配慮から、委員長を含む全会一致で非公開とすることを決定した。

②調査結果報告書について

・調査結果報告書には、政治倫理基準違反の存否に加え、次のことを当審査会の意見として申し添えることとした。

・インスタグラム投稿について、調査請求人への配慮が著しく欠けていたことは否めない。

・施策提案に対する当事者間の真摯な話し合い、議論を行う等の対応が真に求められたものと考えられ、調査対象議員は、これらの点について真摯に認識し、調査請求人への必要な配慮等を尽くし、市民の代表たる議員としてふさわしい対応を講じることが必要と思われる。

・調査請求人にあっては、インスタグラム投稿内容を虚偽の事実として認識したうえで、調査対象議員に対し、投稿内容の削除等や謝罪を要求したにも関わらずそれに応じなかったことを大きな問題としており、その部分では当審査会も概ね同様の認識があるが、調査請求人の要求の態様により調査対象議員が早期に謝罪を申し入れる機会を失わせざるを得なかったことも想定しうる。

・この問題は、両者において児童見守り放送が積極的に推進していくべき施策との共通認識があることを前提とするならば、これまでの議員活動の中で互いが議論、協力するなどを経て、より良い施策提言に結びつけるようなこともあり得たわけであり、今般のような事案発生も生ぜず、議員当事者間において円満に解決できるような事案であったものとも考える。

市議会のうごき

（令和７年９月～11月）

9月

１日　議会運営委員会
16日　第３回定例会開会
17日　一般質問
18日　一般質問
19日　一般質問
22日　議案質疑
25日　総務産業委員会・分科会
　　都市環境委員会・分科会
26日　教育福祉委員会・分科会

10月

３日　予算決算常任委員会
　　第３回定例会閉会
15日　鹿島地方事務組合議員協議会
　　・定例会
22日　茨城県市議会議長会定例会
23日　四市議会交流会
30日　議会だより編集委員会

11月（予定）

27日　鹿行広域事務組合議会議員全員協議会・定例会

表紙の写真等募集中

神栖市議会では、議会だよりの表紙の写真やイラストを募集しています。テーマは、神栖にゆかりのあるものです。詳細は神栖市議会ホームページをご覧下さい。

お知らせ

右の予定表は令和７年第４回定例会（12月）の議会予定です。

変更になる場合がありますので議会の傍聴を希望される方は事前に事務局にご確認下さい。

次回の12月議会予定

期　日	曜　日	日　程（案）
12月17日	(水)	本会議（開会・提案理由説明・一般質問）
18日	(木)	本会議（一般質問）
19日	(金)	本会議（議案質疑） 各常任委員会・予算決算常任委員会分科会
20日～21日	(土)～(日)	休会
22日～24日	(月)～(水)	休会（議事整理）
25日	(木)	予算決算常任委員会 本会議（委員長報告・討論・採決・閉会）

編集後記

市長も決まり、新たな歩みを進める神栖市では、市内各地で活発な活動が広がっています。今号では「決算特集」も掲載しました。

議会だよりを通じて市政を身近に感じていただければ幸いです。皆さまの声を力に、安心と希望に満ちた未来を築くため、一つ一つの課題に誠実に取り組んでまいります。

（遠藤　富美子）

神栖市議会だより編集委員会

委員長　山中　要
副委員長　遠藤　富美子
委員　鈴木　康弘
〃　幸保　正東
〃　鈴木　洋美

編集委員会では、議会や本紙に対する皆さんのご意見・ご要望などをお待ちしています。

〒314－0192
神栖市溝口4991－5
神栖市議会事務局
電話　0299－90－1172（直通）
Eメール：gikai@city.kamisu.ibaraki.jp